

武雄市学校給食調理等業務委託実施要領

資料 1

はじめに

武雄市では、市立小中学校 14 校と北方学校給食センター（以下「センター」という。）において学校給食調理等の業務を民間事業者へ委託します。

委託業務を実施する民間事業者の決定にあたっては、価格だけでなく学校給食の質の保持と調理業務の安全性及び効率性を確保するため、提案書等に基づく審査決定による総合評価落札方式指名競争入札を採用します。

1. 件名

学給委第 1 号	武雄市北方学校給食センター給食調理等業務委託
学給委第 2 号	武雄市立武雄小学校給食調理等業務委託
学給委第 3 号	武雄市立御船が丘小学校給食調理等業務委託
学給委第 4 号	武雄市立朝日小学校給食調理等業務委託
学給委第 5 号	武雄市立若木小学校給食調理等業務委託
学給委第 6 号	武雄市立武内小学校給食調理等業務委託
学給委第 7 号	武雄市立西川登小学校給食調理等業務委託
学給委第 8 号	武雄市立東川登小学校給食調理等業務委託
学給委第 9 号	武雄市立橘小学校給食調理等業務委託
学給委第 10 号	武雄市立山内東小学校給食調理等業務委託
学給委第 11 号	武雄市立山内西小学校給食調理等業務委託
学給委第 12 号	武雄市立武雄中学校給食調理等業務委託
学給委第 13 号	武雄市立武雄北中学校給食調理等業務委託
学給委第 14 号	武雄市立川登中学校給食調理等業務委託
学給委第 15 号	武雄市立山内中学校給食調理等業務委託

2. 契約期間

契約締結日より令和 5 年 3 月 31 日まで（ただし、業務開始は、令和 2 年 4 月 1 日からとし、契約締結から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、業務開始に係る準備（引継）期間とする。準備期間の経費は、事業者の負担とする。）

3. 業務内容

「安全・安心」を第 1 として、美味しく栄養バランスに優れた学校給食を提供するため、文部科学省制定「学校給食衛生管理基準」並びに武雄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める「武雄市学校給食衛生管理基準【資料 4】」に従い学校給食調理等業務を行うこと。教育委員会が作成した「武雄市食物アレルギー対応指針【資料 5】」、を遵守し、学校・センターの栄養教諭等が作成した「献立表」及び「調理業務指示書」に基

づき「調理作業工程表」「作業動線図」を作成し、これに従い調理業務を行う。

- (1) 食材の検収と保管及び調理
- (2) 配缶及び配膳
- (3) 食器具の洗浄、消毒及び保管
- (4) 施設・設備の清掃及び点検
- (5) 残菜及び厨芥の処理
- (6) 配送業務（山内東小学校、山内西小学校、センターのみ）
- (7) (1)～(6)に付帯する業務

※なお、委託業務の仕様は、

小中学校は「武雄市立学校給食調理等業務委託仕様書【資料2-1】」

センターは「武雄市立学校給食センター調理等業務委託仕様書【資料2-2】」のとおり

4. 予定価格

令和2年度の単年度での予算額の範囲内で、消費税及び地方消費税の率を10%で算出した予定価格内。

予定価格（消費税及び地方消費税を含む）

(1) 北方学校給食センター	<u>23,080,200</u> 円
(2) 武雄市立武雄小学校	<u>12,970,100</u> 円
(3) 武雄市立御船が丘小学校	<u>18,078,500</u> 円
(4) 武雄市立朝日小学校	<u>13,239,600</u> 円
(5) 武雄市立若木小学校	<u>10,050,700</u> 円
(6) 武雄市立武内小学校	<u>8,936,400</u> 円
(7) 武雄市立西川登小学校	<u>8,456,800</u> 円
(8) 武雄市立東川登小学校	<u>8,910,000</u> 円
(9) 武雄市立橘小学校	<u>10,129,900</u> 円
(10) 武雄市立山内東小学校	<u>12,369,500</u> 円
(11) 武雄市立山内西小学校	<u>12,395,900</u> 円
(12) 武雄市立武雄中学校	<u>16,952,100</u> 円
(13) 武雄市立武雄北中学校	<u>9,663,500</u> 円
(14) 武雄市立川登中学校	<u>8,487,600</u> 円
(15) 武雄市立山内中学校	<u>12,378,300</u> 円

5. 委託事業者の決定方法

武雄市総合評価審査委員会で、「武雄市学校給食調理等業務委託 総合評価落札方式における委託事業者決定基準【資料3】」に基づき、書類審査、ヒアリング等による審査を実施し、委託事業者を選定する。

6. 入札参加資格要件

- (1) 公示日時点で武雄市に競争入札参加資格（給食調理等業務）の登録をしている者であり、武雄市業務委託等総合評価方式落札方式実施要領（平成29年1月18日告示第7号）第11条各項を満たす者とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 地方自治法施行令の規定により入札参加を制限（指名停止もしくは指名保留中）されている者
 - ③ 国税又は地方税を滞納している者
 - ④ 武雄市暴力団排除条例に基づく排除措置対象法人等に該当する者
 - ⑤ 他の応募事業者と資本関係、または人的関係のある者

7. スケジュール及び手続の概要

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

(1) 全体スケジュール（予定）

項目	日程
募集内容等の公示	令和2年1月27日（月）
総合評価落札方式一般競争入札参加申請書の受付期間	令和2年1月28日（火）～1月31日（金）
入札参加資格確認の結果通知	令和2年2月4日（火）
質問の受付期間	令和2年2月5日（水）～2月6日（木） 12時まで
質問回答期日	令和2年2月7日（金）
提案書等書類の提出日	令和2年2月12日（水）17時
ヒアリングの実施	令和2年2月17日（月）
入札日	令和2年2月26日（水）

① 仕様書等の公示

仕様書、様式等を次のとおり武雄市ホームページに掲載する。

- ・掲載日：令和2年1月27日（月）
- ・掲載書類：
 - 武雄市学校給食調理等業務委託実施要領（資料1）

- 仕様書
 - ・武雄市立学校給食調理業務委託仕様書（資料2-1）
 - ・武雄市立学校給食センター調理業務委託仕様書（資料2-2）
- 武雄市学校給食調理業務委託総合評価落札方式における委託事業者決定基準（資料3）
- 武雄市学校給食衛生管理基準（資料4）
- 武雄市食物アレルギー対応指針（資料5）
- 学校給食異物混入対応マニュアル（資料6）
- 様式
 - 総合評価落札方式一般競争入札参加申請書（武雄市業務委託等総合評価落札方式実施要綱第13条関係様式第1号）
 - 会社概要（様式第2号）
 - 提案書（様式第3号）
 - ・実績表（様式第3-1号）（様式第3-2号）
 - ・学校別提案書（様式第3-3号）
 - ・行政処分等調書（様式第3-4号）
 - 質問書（様式第4号）
 - 入札書（様式第1号）
 - ・見積内訳書・委任状
- 設計書（切り抜き）

8. 入札参加申請書の提出

- (1) 提出する書類
 - ① 総合評価落札方式一般競争入札参加申請書（武雄市業務委託等総合評価落札方式実施要綱第13条関係様式第1号）
- (2) 提出日及び提出方法
 - ・令和2年1月31日（金）17時まで
 - 武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市教育委員会 学校教育課（本庁2階）
 - ・持参又は郵送（郵送の場合は1月31日必着）

9. 提案書類等の提出

- (1) 提出する書類
 - ① 会社概要（様式第2号）
 - ② 提案書（様式第3号）、実績表（様式第3-1号）（様式第3-2号）、学校別提案書（様式第3-3号）、行政処分等調書（様式第3-4号）
 - ・提案書の各項目については、特に定めのないものについては任意様式でよいものとするが、項目が明確に分かるようにすること。

例) 2. 運営体制について

①-2 業務責任者、業務副責任者の任用基準について

(2) 提出日及び提出方法

・令和2年2月12日(水)9時~17時

武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市教育委員会 学校教育課(本庁2階)

・持参によることとし、郵送・ファックスによるものは受け付けない。

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

10. ヒアリング

(1) 日時及び場所

・令和2年2月17日(月)で、時間及び場所は、別途通知する。

11. 入札について

(1) 日時及び場所

・令和2年2月26日(水)で、時間及び場所は、別途通知する。

12. 提案書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

なお、提案書類の著作権は事業者に戻すが、契約した事業者の提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

13. 委託事業者の公表

次に掲げる事項を、武雄市ホームページで公開する。

(1) 業務名

(2) 委託事業者を選定した日

(3) 委託事業者の名称及び所在地

14. その他の留意事項

(1) 本件の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

また、提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、参加者の負担とする。

(2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。

(4) 受託事業者は委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

(5) 本件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき提出書類を公開する。

(6) 提出資料の他、追加資料を求められた場合には提出すること。

15. 契約等に関する条件

(1) 委託料の支払い

委託料は、令和2年4月分を初回として、月ごとに支払う。ただし、8月分を除く。

受託事業者は毎月分の業務完了報告書を当該月業務完了後、速やかに提出し、市による業務履行確認を経たうえで、当該月分の委託料を市に請求することができる。市は、適正な請求書を受理した日から、30日以内に委託料を支払う。なお、市が支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料を11か月で均等に分割した額とする。この場合において、各月の委託料は百円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は、毎年度初回の請求に加える。

(2) 契約保証金

武雄市財務規則によるものとする。

16. 質問の受付

本件に関する質問の受付は、質問書（様式第4号）に質問内容等を具体的に記入し、FAXにて提出すること。

- ・受付期間：令和2年2月5日（水）～2月6日（木）12時まで
FAX 番号：0954-23-7585
- ・提出先：武雄市教育委員会 学校教育課
- ・質問の回答は、令和2年2月7日（金）にFAXで通知します。

※問合せ先

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12-10

武雄市教育委員会 学校教育課

（担当）百合、岸本

電 話：0954-23-8010

F A X：0954-23-7585